

はじめに

階級社会では、差別や格差の発生は避けられず、それが社会的対立の原因となる。当然、資本主義社会でも差別や格差が生じる。マルクスは『資本論』で、イギリスの工場法（労働時間の規制）の歴史的研究をもとに、資本家の経済活動に対する法的規制の必要を説いた。

そして、このような法的規制を、*Gegengewicht*（つり合いをとる重り）と呼んでいる。

ここでは、同じく経済活動に対する法的規制の一つ、税制について考える。

1 シャウプ勧告税制（1949年）

① 「ポツダム宣言」

戦後日本の政治課題＝非軍事化・民主化を約束したポツダム宣言の履行 → 新憲法の制定と一連の制度改革。… そのうち税制改革は、財閥解体と関連していた。財閥は、日本軍国主義の経済的土台と見なされていた。「莫大な富の蓄積は、日本にとって特に危険。このような蓄積を税制によって阻止しなければ、かれらはいずれ再起するであろう」。

シャウプ勧告の内容… 所得税の総合累進制、富裕税の新設、大型間接税たる取引高税の廃止など、直接税中心の税制により、応能負担の公平原則を確立し、税制の所得再配分機能（格差是正）を働かせる。…直接税は意識する税だから、国民の政治的関心を高め、民主化に資するが、「間接税は国民を政治から遠ざける」。また、福祉国家論の立場から、富裕者の社会的責任が説かれ、さらに地方自治＝民主主義の学校の立場から、地方自治体の財源確保。

② 日本人の「税金感覚」

各地で行ったヒアリングにより、シャウプ使節団が得た印象。「われわれが公平の追求に重点を置いていることに対し、驚きを与えていた」と。「驚き」という表現が注目される。「天皇制国家の臣民」たる日本人にとって、税金とは「お上に捧げるもの（上納）」であり、「税金の民主主義原則…税負担の公平」などは、無縁なこと。 徵税当局者も同じ。

平田敬一郎・主税局長、「税金と民主主義が関連する…そういう意識はあるでなかった。」シャウプ使節団は、日本の税務職員や納税者に接した経験を、次のようにまとめている。「租税法規の公平かつ能率的な施行、および日本の納税者の高度な納税協力を得られるとの確信を得た。」だから、「業者や富裕な納税者が記帳を励行し、公平の問題を論究することを辞さない」という最新の税制（所得税制）を勧告した。…この方向を進むならば、日本は今後数年内に、おそらく世界で最もすぐれた租税制度をもつことができよう」と。

③ 富裕者の「税逃れ」を防ぐ措置

勧告事項は相互に関連し、富裕者の「税逃れ」を許さない仕組みになっていた。この仕組みの結節点が、キャピタル・ゲイン（資産価値の増加分）に対する全額課税である。

しかし 1950 年の第二次勧告では、キャピタル・ゲインの把握など所得税の総合課税に必要な、株式名義書換えの強制や銀行預金者の異常取引報告など、税務行政上の実施措置が欠落していた。なぜそうなったか。米政府の意向を受け、総司令部側に方針転換があった。

2 シャウプ勧告税制の「修正」(1952年)

① アメリカの政策転換

シャウプ勧告から1年の間に、米ソ冷戦体制の下、アジアでは1949年の中華人民共和国成立、1950年の朝鮮戦争勃発という大きな情勢変化が生じた。それがアメリカの対日政策の転換につながった。「民主化・非軍事化」政策から、「日本再軍備」への転換である。シャウプは後に、この対日政策の転換を、「アメリカ政治の保守化」と結びつけている。

アメリカの政策転換は、占領下の日本では謀略事件を伴った。折から労働争議中の国鉄を舞台に、下山事件、三鷹事件、松川事件などが続発するなか、広い分野でレッド・ページが強行された。松本清張は、これらの事件を「日本の黒い霧」と名付け、その背後に占領軍の謀略部隊がからんでいることを告発している。

いわゆる逆コースの時代を迎えるなか、日本側も官界・財界・学界が一体で、シャウプ勧告税制の「修正」に動く。その黒幕は誰であろう、池田勇人蔵相その人だった。彼は本来、「シャウプ勧告は不要」(『均衡財政』1952年、実業之日本社)という考え方の持ち主で、「キャピタル・ゲインの把握は無理」などと公言していたといわれる。

② 日本租税研究協会

日本租税研究協会は、シャウプ使節団の来日を機に設立され、今も続いている。会員の主体は租税に関心の深い財界人で、学者、官僚などが加わっている。初代会長の汐見三郎(京都大教授)が、「研究成果を国会における法案審議に反映せしめる」と述べたように、税制について、強い政治的影響力をもつ団体である。

同協会の大会での論議を見ると、シャウプ勧告税制の直接税中心主義に対する反対、つまりは間接税に重点を置くべきとする主張が一貫して出ている。注目されるのは、そういう主張で指導的役割を演じていたのが、松隈秀雄、山田義見、大矢半次郎など、財界に天下りした元大蔵高級官僚、すなわち池田勇人蔵相の先輩筋に当る人物達であること。

「終戦後、全然違った社会に妥当している原則をそのまま適用された。その後がシャウプ税制。…とにかく外来的の思想、それは払拭して、あらためて出直したい。根本がそれ。」(山田義見・日本勧業銀行)。 「何とかして間接税の比率を重くする。せっかく起こした取引高税をやめる必要はなかった。織物消費税も、通行税も残してよかつた。軽税を広く課するのが良い税制。シャウプさんの言うことを聞いたのは、ばかなことをした。」(松隈秀雄・中央酒類会社)。 「支那事変が始まった時に、ドイツやフランスから来た人が言いましたね。お前のところは、よく取引高税、売上税なしで国の財政がやって行けるのだね、奇跡だね、と。」(山田義見) 「わが国の現状では、なお無記名預金と源泉選択課税は過渡的措置として必要である。」(大矢半次郎・農林中央金庫)。

本来の財界人の発言。「所得税は軽減して資本蓄積に役立たせ、今後増徴しようという場合には、間接税を十分考慮に入れなければならない。」(金子佐一郎・十条製紙) 「売上税が一番よけいとれる。一番公平だ。」(原安三郎・日本化薬) 「理論は別として、現実は法人の社内保留が、資本蓄積の最も確実な方法。法人の税負担を一時的に軽減して、資本蓄

積を奨励することが、将来の大きな担税力を培養する。」(原吉平・大日本紡績)

学者の発言。「戦災、農地改革、財閥解体等により、日本民間の富の分配関係が平等化した。現在の日本では、直接税も間接税も大衆課税の色彩が強い。当分の間は、納税に便な間接税を中心にせよ。」(井藤半弥・一橋大) 「我が国の現実の経済状態は、所得税中心の税体系に適しない。」(武田隆夫・東大) 「理想としては直接税中心主義だが、我が国の現状で実施すると、矛盾が多い。総合課税に例外を設けること、間接税の相対的増大、富裕税を廃止して所得税の最高税率を上げる。」(汐見三郎・京大)

③ シャウプ勧告税制の「修正」

実施から3年後、富裕税が廃止され、所得税の総合累進制が骨抜き（利子所得等の分離課税）となり、法人税に対しては、戦時中に軍需会社の租税の減免に適用された租税特別措置法の活用が図られる。…「朝鮮事変のブームに際し、所得税減税の財源という意味において、法人税の税率35%を引き上げて42%にした。…事変後ブームは去ったが、法人税の税率は容易に引き下げられない。…政府は、各種の準備金、積立金の制度を拡充する等の租税特別措置を講じて、一般税率の引き下げに代えた。日本は資本蓄積のための特別措置が、すでにある程度行き過ぎている。」(松隈秀雄の発言。1954年の大会)

3 消費税導入までの経過

① 消費税導入前史

大型間接税導入に対する財界人の執念が具体化するのが、1956年12月、政府税制調査会として初めての「売上税の創設」答申である。この臨時税制調査会長が、財界人の原安三郎（日本化薬社長）であった。しかし1950年代後半からの高度成長期は、「個人所得税や法人税の自然増収」が多額に生じ、むしろ減税が租税政策の中心となつたこともあり、「売上税の創設」は見送られる。

高度成長期の政府税調答申では、総じて一般消費税の導入に否定的であり、むしろ消費税の難点「逆進性、中小企業の転嫁困難、物価騰貴、税務行政上の困難」などが強調されている。とはいえ、「特段の財政需要」や「よほどの理由」の生じる場合に備えて、この税の研究は怠らず続けられていた。実際に1970年9月、政府税制調査会は木下和夫、貝塚啓明氏らを欧州に派遣し、付加価値税の状況を調査させている。その報告では、E E C型の付加価値税がもっとも優れている、という結論になっていた。

政府税制調査会の論調が変わるのは、翌1971年の答申からで、「ヨーロッパ諸国の付加価値税をモデルに、わが国に実態に合うように工夫する」となる。

続く1972年、シャウプ使節団のメンバーのうち、シャウプ教授とカリフォルニア大学のサリー教授の二人が、大蔵省の招きで来日している。大蔵当局は、付加価値税導入に向けて、シャウプ教授らの権威を利用する積りだったと思われる。しかし、その思惑は外れた。日本側の貝塚啓明、木下和夫、藤田晴氏などの学者が唱える、付加価値税導入の必要論が、シャウプとサリーの両教授によって、ほぼ完全に論破されてしまうからである。(中橋敬次郎編、

『付加価値税等をめぐる欧米税制の動向と背景』1975年)

シャウプ教授の発言。「消費税は公平の観点からは問題である。零細企業や農業への課税に難点がある。金融機関非課税が社会的にどう受け取られるか。欧州諸国は旧来の不完全な売上税に代えて、付加価値税を導入したが、これは間接税の改善として支持できる。」

サリー教授の発言も示唆的である。「全体として、日本の税制はシャウプ勧告以後、益々投資促進、資本蓄積優遇、したがって相対的に消費に依存してきた。…一見、奇妙に聞こえるが、日本の消費者が相対的に重い税負担を負っている。この状態のもとで、消費に対する一般税として付加価値税を導入すべきであろうか。」(p 340)

そしてシャウプ教授は、「もし今、シャウプ勧告を出すとしたら」の問い合わせに対し、「所得税の最高税率を50%に抑え、富裕税をつくる。企業の内部留保に1%の留保金課税。配当や譲渡所得に対する優遇措置をやめる」と答えている。(p 382)

② 一般消費税導入の挫折と第二臨調路線

1979年、当時の自民党・大平内閣が一般消費税を導入しようとして失敗。この後、「増税なき財政再建」を掲げた第二臨調路線の出番となる。これは、「何よりもまず歳出の徹底的削減によって財政再建を行うべき」というものであった。

「歳出の徹底的削減」という第二臨調路線を体現したのが、臨調会長・土光敏夫（経団連元会長）である。土光会長の行革哲学は、「グループ1980年」の論文、「日本の自殺」（「文芸春秋」1975年2月号）に負っていた。その要点は、「国民が自立の精神と気概を失うとき、その国家は滅亡するほかない。福祉の代償の恐ろしさはこの点にある。」

第二臨調は1981年、「真に救済を必要とする者を除き」、国民に「自立・自己責任」を求め、社会福祉に関する「行政の縮減・効率化」、つまり社会保障関係費の抑制を答申した。社会保障関係費は、国家経費の面からの所得再分配を意味するから、格差是正に必要な措置である。その一方で、「日本の財政力を国内で無駄に使わず、外に向け、名誉ある国際的地位を得る」よう答申している。実際に1984年、中曾根首相は軍事費の1%枠撤廃を米国に約束した。また、ODAは増額に次ぐ増額で、80年代以降、久しく世界一の地位を占める。

③ 売上税と中曾根自民党総裁の「真情」

1987年2月、「税制改革に関し私の真情をお聴き下さい」と題する手紙を添えて、中曾根自民党総裁の党大会での演説記録が、広くマスコミや大学関係者に送り付けられた。静岡大学でも、私を含め約20人の教官に。私たちは演説内容を検討した結果、公開の返書をすることにした。「自民党内では、こういう演説が通用するとしても、静岡大学では通用しない、いや日本国民にも通用しないと言ってあげるのが親切ではないか。」。マスコミ各社の扱いは好意的で、反響は大きかった。この後、学内で「しづおか市民公聴会」の開催や業者の方々にヒアリング。印象深かったのは、すみや社長・川辺繁氏が取引高税の苦い経験を話されたこと。（『シミュレーション税制改革』1988年、『消費税の研究』1990年。共に青木書店刊）

結局、中曾根内閣の売上税導入の試みも失敗した。消費税導入の実現は、次の竹下登内閣による手練手管を必要とした。

4 消費税の導入（1989年）による日本税制の変質

消費税（税率5%）は直間比率是正を理由に、直接税の税率引下げ＝フラット化（法人税率42%→37・5%、個人所得税の最高税率70%→50%）のほか、物品税（大企業製品やぜいたく品に課税）廃止の代替財源を名目に導入された。

① 消費税（大型間接税）導入と公平理念の転換

1986年に大型間接税導入を答申した、政府税制調査会の主張は次のようなものである。

我が国経済社会の構造は、「所得水準の大幅上昇」とともに「所得分布が著しく平準化し社会全体の均質化傾向」が進んでいる。「その結果、税制の所得再配分機能を考慮する必要性は、過去に比べて相対的に低下している」ので、「負担ができるだけ幅広く、薄く求めることが肝要」と。…つまり、格差縮小を論据とする、消費税導入論である。

この答申を取り上げた日本租税研究協会の1986年大会での特徴的な主張。岩田式夫・東芝相談役、「広く薄くの理念は、課税最低限を下げるここと、大型間接税を創設すること。」石弘光・一橋大教授、「画期的な点、所得税にフラット化という思想を織り込んだと新型間接税。」西野嘉一郎・租研会長、「日本はもう福祉国家になりたくない。活力ある社会をつくるなきやならぬ。」

シャウプ勧告税制以来の「応能負担」の公平理念から、「租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分かち合うもの」（1988年、竹下内閣の税制改革法案要綱）への転換。…この公平理念の「転換」は、税制本来の所得再配分機能を否定し、逆の所得再配分への転換（格差の拡大）を意味するものである。…加藤睦夫・立命館大教授、「見るも無惨な税制改革」。

消費税導入以後、こういう主張、こういう流れが、21世紀の今日に続いている。

2000年答申。「広く負担を分かち合う観点から、…消費税の増税と個人所得税の様々な人的控除を廃止・縮小する。…課税最低限があまり高いことは望ましくない。」

02年答申。「何よりも重要なのは、特定の人の税負担を重くするのではなく、できるだけ多くの人に何らかの形で負担してもらうことである。」「法人税は基幹税からはずす。企業には選挙権がないから。」（石・税調会長）

03年答申。消費税の税率二桁を書き込んだ石弘光・税調会長、「どうせ税を支払わねばならないなら、痛みなく取ってもらいたいというのが、日本人の性癖。」

04年答申。配偶者特別控除を廃止。 05年答申。老年者控除を廃止。「高齢者は決して社会的弱者でなくなってきた。」その一方、「個人所得税の最高税率を上げると、高額所得者の海外逃避や勤労意欲の減退など、社会全体の活力が失われる。」

② 消費税増税大連立という政治状況

2009年の総選挙の結果、民主党政権に代ったものの、税制のこの流れは変わらない。民主党政権は、「国民皆が分かち合う」という租税理念を、無批判に踏襲したばかりか、その選挙公約に反して、消費税増税へ踏み切る。消費税増税の旗を振った、民主党政権2代目の菅直人、3代目の野田佳彦は、共に財務相を経た上で首相になっている

民主党政権がお膳立てした消費税増税は、2012年12月に代った安倍・自公政権の手で、

2014年4月、8%に税率が引き上げられ、さらに税率二桁を窺う構えで、まさに消費税増税大連立という政治状況にある。

③ 安倍内閣の法人税減税

2014年末、2015年度与党税制改正大綱の発表。全国紙の報道では、「安倍印」、「官邸主導」を強調する記事が目立った。財政再建を建前とする自民党税調や財務省を、法人実効税率の引下げにこだわる安倍首相が押し切ったという構図である。法人税減税は、「15年度は税率引き下げを先行。法人実効税率34・62%を将来、20%台まで下げることをめざす。」この減税財源は、「一部の黒字企業に負担が偏る状況を改め、負担を分かち合う構造に改革する」と、赤字企業を標的に、「法人事業税の外形標準課税の拡大」。しかし財界がめざす究極の減税財源は、消費税増税である。

④ 消費税増税について、財界の提言など

2012年5月。 経団連の政策提言…「日本経済の成長促進のため、法人実効税率を20%へ下げ、消費税率を10%台後半（2025年までに19%）へ上げる。」

2012年7月 経済同友会のアピール、「復興と成長への決断と実行」と題し、「消費税を17%まで引き上げる。」

2013年9月。 経済財政諮問会議で民間議員の発言…「法人税率の引き下げは、消費税率を上げることによって広がったスペースを利用してできるのではないか。」

2014年5月。 日本経済研究センターは、「法人税率の10%引き下げで、法人税収が年5兆円減少する分は、消費税を12%に上げて賄うべきだ」との考えを示した。

2015年1月 経団連「ビジョン」、消費税率19%へ引き上げること。

2015年1月 経済同友会、2017年の消費税率10%だけでなく、17%へ引き上げる。

⑤ 消費税導入後の租税構造の変化

消費税導入後、所得税や法人税など直接税の減税により、国税の租税構造は大きく変化している。1991年から2013年までの約20年間で、直接税の比率の変化を、米、英、独、仏、伊など主要国と比べてみると、日本の激変ぶりが目立つ。この傾向はさらに進みそうだ。

日 73→55、 米 90→93 、英 57→56、 独 50→44、 仏 41→43、 伊 56→54 (%)

5 富裕者課税の提言

日本共産党、「社会保障充実、財政危機打開の提言」（2012年2月）。富裕税の創設（相続税対象額で5億円を超える資産額に、1~3%の累進課税）、証券優遇税制の廃止、大企業向けの租税特別措置の見直し、為替投機課税（0・01%）の新設、法人税減税の中止などを2010年代に実施する。さらに国民全体で支えるという意味から、課税最低限を見直しつつ、所得税の累進税率の強化（1・5%~15・0%）を、2020年代に行うという内容である。この提案は、「消費税増税しかない」という風潮に抗して、富裕者課税を押し出している。

2015年1月 ピケティ、「格差是正のためには、累進課税を。消費税増税は正しくない。」

（あんどう みのる。静岡大学名誉教授）